

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に抗議する決議

ロシアは、令和4年2月24日ウクライナへの軍事侵攻を開始し首都キエフを含む全土へ大量のミサイル攻撃等を行い、軍事施設のみならず民間人を含む多数の犠牲者を出すなどウクライナの国土と国民の主権を一体的に侵害している。

これは武力行使の禁止、領土の保全、主権の尊重を義務付けた国連憲章と国際法に対する重大な違反行為であり、軍事力による一方的な行為は国際社会の秩序と世界平和の根幹を揺るがす極めて深刻な事態である。また、核兵器の使用を示唆し、原子力施設を攻撃するなどロシアの無謀な行動は重大な危険を招きかねない。

さらにロシア国内においても反戦デモを即時弾圧し、デモに参加した子どもを拘束するなど断じて容認することはできない。

松島町議会は、この侵攻に対し厳重に抗議するとともに、即時、攻撃の中止とロシア軍の無条件の完全撤退を強く求める。

また、日本政府に対して、国際社会と連携し、ウクライナへの人道及び生活・医療物資の支援、在留邦人の安全確保、そして我が国の影響対策について万全を尽くすよう求める。

以上決議する。

令和 4 年 3 月 8 日

宮城県宮城郡松島町議会